



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年4月14日火曜日 第2663号

◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の告示.....	(情報政策課) ...	445
地籍調査事業計画の公表.....	(農政課) ...	445
地籍調査の成果の認証.....	(") ...	446
基本測量の終了の通知.....	(道路維持課) ...	446
公共測量の終了の通知(2件).....	(") ...	446
都市計画の変更(追加)案の縦覧.....	(都市計画課) ...	446
介護員養成研修事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	446
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	446
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	452
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	452
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	452
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	452
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	453
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ...	453

公 告

行政情報処理端末機等の借入れ.....	(警察本部会計課) ...	453
---------------------	---------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	454
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	(") ...	454

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第469号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年4月14日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成27年3月25日	フェイス・ソリューション・テクノロジーズ株式会社松山支店 松山市南江戸二丁目9番17号 せとかんビル3F	16,718,400円	一般競争入札	平成27年2月13日

○愛媛県告示第470号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成27年度の事業計画を、平成27年4月1日次のとおり定めた。

平成27年4月14日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	来住地区 和気地区	平成28年3月31日まで "	地籍調査 "(概況調査)

今治市	別宮町、石井町の一部 東鳥生町、北高下町、南高下町、衣子町の一部 東鳥生町、北高下町、南高下町、南鳥生町、北鳥生町の一部	平成28年3月31日まで " "	地籍調査 " "(概況調査)
	八幡浜市	八幡浜の一部	平成28年3月31日まで 地籍調査
新居浜市	政枝町、高木町の一部、滝の宮町の一部、坂井町の一部、高木町の一部、庄内町の一部	平成28年3月31日まで "	地籍調査 "(概況調査)
	庄内町二、三丁目	"	"

大 洲 市	長浜の一部	平成28年 3月31日まで	地籍調査
四国中央市	土居町上野7	平成28年 3月31日まで	地籍調査
上 島 町	魚島一番耕地の一部	平成28年 3月31日まで	地籍調査
松 前 町	南黒田の一部、北川原の一部、北黒田の一部	平成28年 3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第471号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	日土町5番耕地の一部・6番耕地の一部	平成25年度から平成26年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成27年 4月14日

○愛媛県告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 作業期間 平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで
- 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 作業期間 平成26年10月17日から
平成27年 1月30日まで
- 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第474号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 作業期間 平成26年10月 7日から
平成27年 3月31日まで
- 作業地域 愛南町全域

○愛媛県告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画の種類及び名称
四国中央都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
四国中央都市計画区域 全域

○愛媛県告示第476号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成27年 4月14日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 月 日
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	愛媛県今治市南宝来町一丁目9番地8	介護職員初任者研修課程	平成27年 3月27日

○愛媛県告示第477号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 4月14日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニファクチュアリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751番地
代表取締役社長 宮本 佳幸
- 事業場の名称及び所在地
ルネサスセミコンダクタマニファクチュアリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8番地6
- 特定施設に関する事項
(1) A - 103

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり100枚処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 83.9以下 最大 83.9以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 507以下 最大 507以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 15 最大 15	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) A - 104

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり50枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01以下
	最大	0.01以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01以下
	最大	0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 31 最大 71	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(3) A - 105

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり37枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 28 最大 53	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(4) A - 106

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
----------	-----------------------------	--

特定施設の能力	1時間当たり37枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 28 最大 53	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(5) A - 107

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり24枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.53以下 最大 1.06以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 27 最大 66	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(6) A - 108

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり52枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.24以下 最大 10.49以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 33 最大 66	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(7) A - 109

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
---------	-----------------------------	--

特定施設の能力	1時間当たり37枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 19.0以下 最大 38.1以下
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30 最大 60	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(8) F - 80

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり25枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12.0~13.0 最大 12.0~13.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50

浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	20
	最大	20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01
	最大	0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	0.2
	最大	0.2

備考 汚水等は、SOPD処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(9) F - 81

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり25枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12.0~13.0 最大 12.0~13.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	0.2
	最大	0.2

備考 汚水等は、SOPD処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(10) E - 78

特定施設の種 類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設
----------	---------------------

特定施設の能力	1分当たり0.20立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 430
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 5 最大 5	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(1) E-79

特定施設の種別	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり0.20立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278

汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 430
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 5 最大 5	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設置年月日	昭和58年9月30日		
処理施設の種別	物理化学的処理		
処理施設の型式	凝集沈殿方式		
処理施設の構造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製等		
処理施設の主要寸法	凝集槽 縦2.1メートル 横2.9メートル 高さ3.5メートル 沈殿槽 縦9.5メートル 横9.5メートル 高さ3.5メートル 凝集槽 直径2メートル 高さ2.8メートル 高速沈殿槽 直径4メートル 高さ1.8メートル		
処理施設の能力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 5 最大 8	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680
----------------------------	----------------------	----------------------

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	一次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル 高さ3.5メートル x 2基 二次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル 高さ3.5メートル x 2基		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0	
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780	

(3) SOPD処理施設

設 置 年 月 日	平成10年 3月1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	膜分離式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		

処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ばっ気槽 縦2.5メートル 横7.5メートル 高さ3.5メートル ばっ気槽 縦2.5メートル 横5.5メートル 高さ3.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり1.8立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	膜分離式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~13 最大 12~13	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50	通常 20 最大 20
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430	通常 100 最大 100
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01	
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 41 最大 41	通常 41 最大 41	

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 6.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 8,295 最大 9,000	

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月14日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所

理 事	白 石 育 夫	新居浜市北内町三丁目 5 - 3
監 事	眞 鍋 哲 哉	新居浜市中筋町一丁目 6 - 31

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	眞 鍋 哲 哉	新居浜市中筋町一丁目 6 - 31
監 事	神 野 潔	新居浜市北内町四丁目 5 - 36

○愛媛県告示第479号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 23) 第 16935 号	平成 23 年 11 月 16 日	森内建設	森内 利秋	伊予郡松前町大字西古泉 44 - 2	平成 27 年 3 月 2 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 21) 第 10399 号	平成 22 年 3 月 15 日	(株) カドヤ	門屋 孝快	松山市船ヶ谷町 295 - 1	平成 27 年 3 月 12 日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 24) 第 11591 号	平成 24 年 6 月 26 日	山崎組	山崎 修治	松山市菅沢町 953	平成 27 年 3 月 20 日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 22) 第 9998 号	平成 22 年 11 月 27 日	愛媛ニチラス建材 (株)	田中 一久	松山市小村町 104 - 2	平成 27 年 3 月 31 日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第480号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢 体 不 自 由	形 成 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	三 宅 啓 介	東温市志津川	平成 27 年 4 月 1 日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	住 友 別 子 病 院	鈴 木 秀 行	新居浜市王子町 3 番 1 号	平成 27 年 4 月 1 日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	住 友 別 子 病 院	荒 井 靖 典	新居浜市王子町 3 番 1 号	平成 27 年 4 月 1 日

○愛媛県告示第481号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
渡 邊 常 太	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町 1 - 1	平成 27 年 3 月 31 日
白 戸 玲 臣	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町 1 - 1	平成 27 年 4 月 1 日
川 田 晃 弘	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	社会医療法人真泉会今治第一病院	今治市宮下町 1 丁目 1 - 21	平成 27 年 4 月 1 日

伊 東 亮 治	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	独立行政法人国立大学機構愛 媛医療センター	東温市横河原366番地	平成27年 4月1日
---------	-----------------------	--------	--------------------------	-------------	---------------

○愛媛県告示第482号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	西 村 謙 一	東温市志津川	平成27年 3月10日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌 尿 器 科	公立学校共済組合四 国中央病院	仙 崎 智 一	四国中央市川之江町223番地	平成27年 3月31日

○愛媛県告示第483号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入 札 公 告 日
レギュラーガソリンの単価契約 1リットルあたり単価	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成27年 3月26日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二 丁目9番12号	137,052円	一般競争入札	平成27年 2月10日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名
行政情報処理端末機等の借入れ
- 借入物品名及び数量
行政情報処理端末機等 1式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間
平成27年10月1日から平成33年9月30日まで
- 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 - 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話（089）934 - 0110
- 入札書の受領期限
平成27年5月25日（月）午後1時30分
- 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- 開札の日時及び場所
平成27年5月25日（月）午後1時30分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期限
公告の日から平成27年5月18日（月）午後5時15分まで。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased :
Administrative Information processing terminal unit and others , 1 set
- (2) Time limit of tender : 1 : 30 p . m . , 25 May , 2015
- (3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成27年 4月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,172,207
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,445
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 246,526
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,435	14,479
南宇和郡	20,146	6,716
松山市・上浮穴郡	429,224	138,204
今治市・越智郡	143,066	47,689
宇和島市・北宇和郡	81,295	27,099
八幡浜市・西宇和郡	40,241	13,414
新居浜市	100,451	33,484
西条市	92,033	30,678
大洲市・喜多郡	53,164	17,722
伊予市	31,683	10,561
四国中央市	74,791	24,931
西予市	34,745	11,582
東温市	27,933	9,311

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
省略			省略		

省略		
医療法人和昌会貞本病院	省略	
おおぞら病院	松山市六軒家町 4 - 20	平成27年 4月 2日
省略		

2 省略

3 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略			
特別養護老人ホーム光風館氷見の丘	省略		
済生会西条特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	西条市新田109 - 1	平成27年 4月 2日
省略			
ケアハウスれんげ	省略		
地域密着型特別養護老人ホーム松葉寮	特別養護老人ホーム	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	平成27年 4月 2日
省略			

4・5 省略

吉田病院	松山市三番町 4 - 11 - 7	昭和46年 6月 3日
省略		
医療法人和昌会貞本病院	省略	
省略		

2 省略

3 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略			
特別養護老人ホーム光風館氷見の丘	省略		
省略			
ケアハウスれんげ	省略		
省略			

4・5 省略